

新旧対照表

○神奈川県青少年保護育成条例施行規則

新	旧
<p>第1条～第2条 (略) (有害図書類とする図書類等の内容)</p> <p>第3条 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 暴行又は脅迫を用いて行う性交、<u>肛門性交又は口腔性交</u>その他の陵辱行為</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第22条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略) (有害図書類とする図書類等の内容)</p> <p>第3条 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>強制性交等</u>その他の陵辱行為</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第22条 (略)</p>